

子ども虐待防止対策の抜本的強化について
体罰等の法定化を実効性のあるものとするための提言

2019年5月

特定非営利活動法人 子どもすこやかサポートネット
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

はじめに

子ども虐待防止強化のためには、体罰等（暴言などを含む）をなくす取り組みが必要不可欠です。その必要性を訴えて来た私たちは、今国会へ提出された改正法案に体罰の禁止法定化が含まれたことを高く評価しています。

私たちはさらに、国連人権機関からの勧告、体罰禁止に係わる国際的な動き、現行の児童虐待防止制度などを踏まえ、体罰の禁止法定化の運用と関連施策が十分に実施されるために提言をまとめました。今国会でご審議いただき、法改正及び附帯決議として反映していただきますようお願いいたします。

1. 親権者等のみでなく、すべての者が体罰をしてはならないことを法文上明示すること。
2. 暴言、脅迫、侮辱などの体罰とともにあるいは代わりに用いられる行為（または罰）も法によって明示的に禁止すること。
3. 体罰の定義・解釈を示す際は、頻度や強度を問わず、軽いものを含めてすべての体罰が対象になる旨を明確に示すこと。
4. 体罰や暴言など（以後「体罰等」と言う）をなくすための意識啓発を全国規模で継続的に実施すること。
5. 体罰等によらない養育を学べる保護者支援プログラムをすべての市町村で提供すること。
6. 虐待および体罰等の早期発見、早期支援の体制を強化すること。
7. 子ども、保護者ならびに周囲の者がアクセスしやすい相談体制を強化すること。
8. 子どもと家庭に係わるすべての実務者を対象に、虐待および体罰等を含めた子どもに対する暴力および子どもの権利についての研修を継続的に実施すること。

9. 保育所、幼稚園、認定子ども園、学校、放課後児童クラブ、少年鑑別所・少年院等を規定する法令・指針・要領等において、虐待および体罰等の禁止を明示的に規定すること（学校教育法については体罰「等」について）。また、虐待および体罰等の発生予防、発生時の対応等を、各機関の運営規定等に盛り込むこと。

10. 虐待および体罰等の状況を把握するため、定期的に調査を実施し、施策へ反映すること。

11. 虐待および体罰等防止のための諸施策の実施に必要な予算を確保すること。

趣旨説明

1. 親権者等のみでなく、すべての者が体罰をしてはならないことを法文上明示すること。

必要性

しつけを理由とする虐待死事件では、親権者以外の保護者が加害者の場合もありⁱ、教師による体罰によって生徒が死に追いやられた事件も発生しており、子どもたちを守るためには、親権者等のみならず、他の保護者（内縁の配偶者など）、保育士、塾講師、スポーツクラブ指導者などすべての者が、しつけや教育であるかないかを問わず、体罰をしてはならないことを法文上明示する必要がある。

国連子どもの権利委員会は、「日本の第4回・5回統合定期報告書に関する総括所見」ⁱⁱパラグラフ26 (a)において、「家庭、代替的養育および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面で、いかに軽いものであっても、あらゆる体罰を法律（とくに児童虐待防止法および民法）において明示的かつ全面的に禁止すること」と勧告している。

2. 暴言、脅迫、侮辱などの体罰とともにあるいは代わりに用いられる行為（または罰）も法によって明示的に禁止すること。

必要性

体罰とともにあるいは体罰の代わりに用いられる暴言、脅迫、侮辱などの行為（または罰）（以下「その他の行為（または罰）」と言う）も、体罰と同様に子どもの品位を傷つけるのであるから、法によって明示的に禁止する必要がある。児童虐待の防止等に関する法律第2条4号は心理的虐待を「著しい暴言」等に限定しているが、「著しい」ものに限定せず、広く明示的に禁止し、社会に暴言等が許されないという明確なメッセージを発信する必要がある（国連子どもの権利委員会一般的意見8号11項・同13号21項・世界保健機構（WHO）INSPIRE 参照）。

国連子どもの権利委員会は、前回（第3回）総括所見ⁱⁱⁱのパラグラフ48 (a)において、「家庭および代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取

り扱いを法律により明示的に禁止すること。」と勧告している。

本提言1及び2の条文案

「何人も」あるいは「子ども」を主語にして、例えば、児童福祉法1条2項、同法2条4項、同法2条の2、児童虐待防止法3条、児童虐待防止法14条において、下記のような文言を明記する条文を置く。

A) 「体罰その他の品位を傷つける行為」

参考：上記国連子どもの権利委員会第3回勧告「体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止」／国連拷問禁止委員会第2回総括所見勧告「締約国は、法律によって、あらゆる場面における、子どもに対する体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを明確に禁止すべきである。」

B) 「体罰その他の品位を傷つける罰」

参考：東京都条例6条2項「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」

C) 「体罰その他の心身に害悪を及ぼすおそれのある罰」

参考：参議院厚生労働委員会磯谷文明弁護士参考人意見「何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれのある罰を与えてはならない」

D) 「体罰その他の心身に有害な影響を及ぼす行為」

参考：児童福祉法33条の11「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」／児童福祉施設の設備及び運営に関する基準9条の2「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」

具体的内容等

例えば、「死ね」「生きる価値がない」などの暴言、脅迫、侮辱、子どもをけなすこと、こわがらせること、笑いものにすること、ののしること、怒鳴ること、身体や出自などに関する差別的な発言などである。

参考) 児童虐待の防止等に関する法律 第2条4 (心理的虐待)

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「その他の行為」について直ちに明示的禁止が行えない場合にも、政府条文案の「その他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為」に該当するものとしてガイドライン等において明記し啓発等を実施すべきである。

3. 体罰の定義・解釈を示す際は、頻度や強度を問わず、軽いものを含めてすべての体罰が対象になる旨を明確に示すこと。

必要性

体罰は軽いものであっても、子どもの権利を侵害し、科学的に有害であることが示されている。さらにエスカレートしたり、適切な指導ができなくなる傾向も指摘されており、頻度と強度の如何を問わず、軽いものを含めてすべての体罰が禁止の対象とされる必要がある。

具体的内容等

体罰は、有形力が用いられかつ何らかの苦痛を与えることを意図した罰と定義できる（国連子どもの権利委員会一般的意見8号11項参照）。ほとんどの場合、これは手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりすること、引っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままでいさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）をとこなう場合もありうる。

上記定義は有形力の行使を前提とするが、日本語の意味等から、有形力が行使されない場合も含め、「身体に対する侵害を内容とするもの」及び「被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの」を体罰とすることもできる（文部科学省「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」参照）。子どもがトイレに行きたいと訴えても行かせない、子どもが苦痛を訴えても正座などの姿勢を保持させるような場合も含めることになる。

いずれにしろ、頻度や強度を問わず、軽いものを含めてすべての体罰を禁止の対象にすることが不可欠である。今回の国連子どもの権利委員会の勧告も、「家庭、代替的養護および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面におけるあらゆる体罰を、いかに軽いものであっても、法律（とくに児童虐待防止法および民法）において明示的かつ全面的に禁止すること。」としており、軽いものを容認する解釈は許されない。

学校教育法の「体罰」の解釈において、軽い有形力の行使を容認する水戸五中事件高裁判決（1981年）後に体罰死事件が続発し、その後、軽いものも容認しない判例が相次いだ後に再び軽いものを容認する2007年文科省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」及び2009年最高裁判決（1審2審が違法とした判決を覆して違法性を否定）が出された後に桜宮高校事件が発生し2013年文科省通知が軽いものを容認する表記を改めた経緯があり、軽いものも含めてすべての体罰が禁止されることを明確にすることの必要性・重要性はどれだけ強調しても足りない（「体罰を巡る判例」（「教育と文化」74号65頁～87頁））。

さらに、子どもとくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動・介入が頻繁に必要とされ、懲罰を目的としない人々を保護するために必要な有形力の行使は認められることが説明されなければならない（同8号14項参照）。車の往来のある大通りに走って行く幼児の身体をおさえるような場合である。

教員その他の者、たとえば施設にいる子どもや法律に抵触した子どもとともに働いている者が危険な行動に直面し、その統制のために合理的な抑制手段を用いることも正当であるが、子どもその他の者を保護するための有形力の行使は、必要最小限をもっとも短い必要な期間のみ行使するという原則が常に適用されるのであり、抑制手段を用いる必要性を最小限に抑えるためにも、また状況に比例した安全な手段のみが用いられることを確保し、かつ統制の形態としての苦痛が意図的に加えられることがないようにするためにも、詳細な指針の作成及び訓練の実施が必要である。(同8号15項参照)。

4. 体罰や暴言など(以後「体罰等」と言う)をなくすための意識啓発を全国規模で継続的に実施すること。

必要性

体罰等が社会で広く容認されていることから、また、保護者を孤立させず子育てを社会で広くサポートする環境を醸成する観点からも、広く社会全体への意識啓発を全国規模で継続的に実施する必要がある。さらに、子育てを行う保護者を対象にしたより踏み込んだ内容の意識啓発も不可欠である。

具体的内容等

- ・国連子どもの権利委員会は、今回(第4回・第5回)の総括所見 パラグラフ26(b)において、「意識啓発キャンペーンを強化し、かつ積極的な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育てならびにしつけおよび規律を推進する等の手段により、あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること」と勧告している。
- ・啓発では、体罰等の禁止の周知に加えて、体罰等の弊害、体罰等に替わる肯定的な子育て方法、相談先等についての情報提供が必要であり、子育ての男女共同参画推進の観点も重要である。
- ・各種媒体等による政府広報、啓発用リーフレット「(仮名)体罰等によらない、子どもが伸びる子育て推進」の配布、ポスターの掲示、動画などインターネットやソーシャルメディアを利用した啓発が考えられる。また、「子ども虐待防止オレンジリボン」や「マタニティマーク」のようなシンボルマークによる啓発も機運を高め維持するための手段になる。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の周知・啓発において、「体罰は法律で禁止されています。しつけに際して、暴力は許されません。」などと明記することも必要である。
- ・保護者向けには、母子健康手帳への掲載、子育て世代包括支援センター、乳幼児健診、地域子育て支援拠点、乳児家庭全戸訪問および養育訪問事業、産前産後の教室、保育所、学校など、子どもと家庭を支える様々な場での多様な方法による啓発が求められる。

体罰等に関する情報サイトの設置について

- ・厚生労働省ホームページに、体罰等の禁止に係わる通知事項、啓発用パンフレットやポスター、啓発用の動画、調査の結果、肯定的な子育てに関する資料などを掲載し、自治体や民間の支援組織が各種情報を手軽に入手できる情報サイトの設置が求められる。(参考「欧州評議会 - 体罰反対に手をあげよう！」サイトiv)

5. 体罰等によらない養育を学べる保護者支援プログラムをすべての市町村で提供すること。

必要性

核家族化や近所付き合いの希薄化などにより、子育てやしつけについて相談する人が身近にいない保護者も少なくない。平成29年のアンケート調査によれば、叩いたり・怒鳴ったりしない方法を知りたいと回答した人が27%、実践は難しいと感じている人が33%いるのであり、体罰等によらないポジティブな養育方法を学べる保護者支援プログラム（以下「保護者支援プログラム」と言う）をすべての市町村で提供することが求められる。

具体的内容等

- ・国連子どもの権利委員会は、上記のとおり、「積極的な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育てならびにしつけおよび規律を推進」することを勧告しており、こうした子育て等を学べる保護者支援プログラムの実施が必要である。親同士の交流のきっかけになる仕組み、養育に困った際の相談できる連絡先情報の提供などを顔の見える関係性の中で行われるとよい。
- ・保護者が集まる場や機会を利用する等して容易に実施できる簡易な保護者支援プログラム（ニーズに合わせて短時間のものから半日程度のもので頻繁に開催できるもの）を、民間の持つノウハウや人的リソースも活用して実施する。
- ・簡易な保護者支援プログラムの参加者のニーズに応じて、より充実した内容の保護者支援プログラムへつなげることも必要である。ペアレントトレーニング、その入門編のペアレントプログラムなど様々なプログラムが存在する。
- ・様々な事情により保護者支援プログラムにすぐには参加できない保護者等のために、アウトリーチ型の訪問支援や個別支援、インターネットを利用した情報配信など、多様な形態による肯定的な養育方法の情報提供等の支援の拡充も不可欠である。
- ・また、特別な配慮が必要な知的障害や発達障害等のある子どものいる家庭、精神疾患や他の障害のある保護者に対しては、保護者支援プログラムのほか、専門機関による支援や自助グループ活動への参加サポートなどが、市町村、又は広域連携によって支援提供される必要がある。
- ・国としては、市町村での保護者支援プログラムの円滑な提供のため、人材確保・養成等のための資金的援助、技術的サポート、スタートアップマニュアルの作成、プログラムに係わる評価やPRなどを担う必要がある。

6. 虐待および体罰等の早期発見、早期支援の体制を強化すること。

必要性

虐待および体罰等子どもに対する暴力はエスカレートする傾向にある。暴力の重篤化により、被害を受けた子どもの心身の回復が困難になったり、加害親などの支援受け入れが困難になることもある。体罰の法的禁止によりしつけ名目の暴力は許されることが明確になることを活かして、虐待および体罰等の早期発見、早期支援を実現する必要がある。

具体的内容等

- ・乳児全戸訪問・養育家庭訪問・乳幼児健診の際、保育所・学校等において、また通告等への対応の際には、体罰等の有無に注意し、体罰等が存在する場合には早期支援を行う必要がある。

具体的には、

- 要保護児童等の家庭の孤立化防止・見守り強化のため、子育て支援団体等の地域にある資源を積極的に活用すること（要保護児童対策地域協議会・ケース検討への参加・情報提供を含む）。
- 5で述べた保護者支援プログラム、個別支援、治療的支援を広く提供し、必要な場合には、家庭裁判所における保護者指導勧告の制度を活用すること。
- 養護施設等の社会的養育や逮捕等による親子分離において、再発防止プログラムの受講義務付け等の治療教育的アプローチを行う治療的司法を積極的に導入すること。
- 全国の児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシートの情報等を収集・分析し、虐待および体罰等の早期発見、早期支援の体制強化に反映させること。

「児童虐待防止」から「虐待および体罰等の防止」への変更

例えば、「少子化社会対策大綱」（平成27年度改訂）^{vi}の「児童虐待防止に向けた普及啓発」「児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応」（22ページ）については、体罰等の禁止に伴い、「虐待および体罰等の防止」とすべきである。

7. 子ども、保護者ならびに周囲の人がアクセスしやすい相談体制を強化すること。

必要性

早期相談、早期支援の実現のために、子ども、保護者、ならびに周囲の人がアクセスしやすい相談体制を強化する必要がある。

具体的内容等

子ども向け

- ・学校や保育所等では、SOSを発しやすい環境、たとえば、絵本のような形の子ども向けパンフレットを使っただけの説明、教師や保育士による適切な対応（「叩かれるなんてよくあること」などでない対応、子どもの声を丁寧に聴く姿勢）、子どもが安心して相談できる体制（守秘義務や、どのような対応がなされるかについての丁寧な説明、スクールソーシャルワーカーなど専門職による教職員のバックアップ）を構築すること。
- ・電話のみでなくメール、ライン等でも対応し、また、既に多くの子どもがアクセスしているチャイルドラインなど民間との連携を行うこと。
- ・子どもに対する暴力などの権利侵害を救済するオンブズパーソン制度を導入すること。

保護者、および周囲の人

- ・保護者等がより相談しやすくするため、また体罰の禁止法定化と啓発により通告・相談が増加する可能性があるため、子育て相談ダイヤルを189とは別に設けるなどの体制強化の検討。

- ・電話だけでなくメールや SNS の利用、匿名での相談への対応。
- ・養育関連用語を利用した検索連動型広告による相談ダイヤル等への誘導など、ICT を活用した相談システムの構築について検討すること。

8. 子どもと家庭に係わるすべての実務者を対象に、虐待および体罰等の子どもに対する暴力および子どもの権利についての研修を継続的に実施すること。

必要性

子どもと家庭に係わるすべての実務者は、体罰等の根絶に向けて中核的な役割を果たすべく、体罰等の問題性・防止方法などについて深い理解が求められる。市町村子ども家庭指針^{vii}（ページ118）では、要保護児童対策調整機関の調整担当者（市町村職員）の研修到達目標として「体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べるができる」ことが挙げられている。保育所保育指針では、「(子どもの) 健全な心身の発達を図ること」「保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。」と明記されている。児童委員についても、しかりである。

具体的内容等

研修においては、

- ・子どもの権利・発達保障の視点から、子どもの権利と暴力の関係、体罰等の問題性（科学的論拠、虐待・いじめ等子ども間暴力・男女間暴力との関連性など）、体罰等の定義・内容・範囲・該当事例等、体罰等の防止方法、保護者等への対応などを習得する。
- ・ケースを用いるなどしてワークショップ型で実施し、ガイドブックやセルフチェックシートの利用と併せて提供されるとよい。
- ・子どもと家庭を支える実務について学ぶ養成校等の学生に対しても、子どもの権利や体罰等の子どもに対する暴力について詳しく学ぶことのできる学習機会の提供が望まれる。

9. 保育所、幼稚園、認定子ども園、学校、放課後児童クラブ、少年鑑別所・少年院等を規定する法令・指針・要領等において、虐待および体罰等の禁止を明示的に規定すること（学校教育法については体罰「等」について）。また、虐待および体罰等の発生予防、発生時の対応等が、各機関の運営規定等に盛り込まれるようにすること。

必要性

虐待および体罰等は、家庭だけでなく、保育所等でも発生している。しかし、保育所保育指針等では、体罰等の禁止が明示的に記載されていない。保育所等は保護者への支援を含め、養育および教育を社会で支える中核的な機関である（保育所保育指針 第1章1保育所保育に関する基本原則（1）保育所の役割（ウ）に規定^{viii}）。このことから、保育所保育指針等において、虐待および体罰等の禁止を明示的に記載すると共に、それら暴力禁止の徹底が図られるよう、暴力の発生予防、発生時の対応が、各機関の運営等

の規定に盛り込まれるようにする必要がある。

具体的内容等

法令・指針・要領に、虐待および体罰等の禁止を明記する。また、次に示すような事項を保育所等各機関で取り組めるよう指導することが求められる。なお、法令・指針・要領の改訂までに年数を要するなどの場合は、所管する省等の通達によって、同様な対応がなされるようにする。

- ・運営規程等に、虐待および体罰等の禁止を明記すること。
- ・虐待および体罰等の発生予防に取り組むこと。
- ・虐待および体罰等発生時の対応について、事前に決めておくこと。
- ・事例等を用いて、体罰等の起こりやすい状況・場面・対処法について研修や話し合いを実施すること。
- ・保護者に対して、虐待および体罰等の禁止を周知すること。

また、国の役割として、保育所等での虐待および体罰等防止のため、人員配置基準の見直し、保育士等の待遇改善などを進める必要もある。

10. 虐待および体罰等の状況を把握するため、定期的に調査を実施し、施策へ反映すること。

必要性

調査は、行政施策の企画・立案のための基礎的情報を提供するものであり、行政運営上で重要な役割を果たす。そのため、虐待および体罰等の状況がどのように推移しているかについての的確に把握することは重要である。

具体的内容等

現行で実施されている調査以外に、体罰等の法定化に伴い実施すべき調査は、主に次のとおりである。

- ・体罰等の禁止に関する認知者数（体罰が何を意味しているかに関する質問を含む）
- ・体罰等（叩く、殴る、蹴る、物を使って叩く、暴言、脅迫、侮辱、怒鳴るなど）に対する意識・使用の実態

なお、調査に際しては、幾つかの年齢区分で子どもへの聞き取りの実施、回答者の性別、年齢、居住している地域について確認できるようにすることが重要である。また、調査の信頼性を高めるため、匿名による調査の実施が望まれる。ユニセフが作成した **INSPIRE Indicator Guidance and Results Framework**^{ix}によれば、3～5年に1回の頻度の実施が推奨されている。更に、子どもへの聞き取りの際には、安心してアンケートに答えることができ、相談にも対応できるような配慮が欠かせない。

参考：具体的指標 **INSPIRE Indicator Guidance and Results Framework**（27頁）

1.1 過去1か月間における保護者等による暴力的なしつけ（SDGs 指標 16.2.1）

過去1か月における保護者等からの身体的罰及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の男子・

女子別の割合

1.2 過去12か月間における教師による身体的罰

過去12か月間において教師から身体的に罰せられたと報告する学校へ通っている女の子と男の子及び又は若者について、性別及び学年（又は年齢）別の割合

提言に関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人 子どもすこやかサポートネット

担当：田沢、森、高祖

電話：03-6380-5327

メール：contact@kodomosukoyaka.net

-
- i 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」
(厚生労働省 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第14次報告
平成30年8月)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000362705.pdf>
 - ii 国連子どもの権利委員会「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」
(ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイトより)
<https://www26.atwiki.jp/childrights/>
 - iii 国連子どもの権利委員会「日本の第3回定期報告書に関する総括所見」
(児童の権利条約 外務省サイトより)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf
 - iv 「体罰反対に手をあげよう！」(欧州評議会キャンペーン・サイト)
<https://www.coe.int/en/web/children/corporal-punishment>
 - v 「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書」(公益社団法人 セーブ・ザ・
チルドレン・ジャパン 2018年)
http://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf
 - vi 「少子化社会対策大綱」(平成27年度改訂)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika_taikou2_b1.pdf
 - vii 『市町村子ども家庭支援指針』(ガイドライン)について」
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 平成29年3月31日)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161704.pdf>
 - viii 保育所保育指針(厚生労働省大臣 平成29年3月31日 改正)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf>
 - ix INSPIRE Indicator Guidance and Results Framework UNICEF 2018
<https://www.unicef.org/protection/files/UNICEF-INSPIRE-Book.pdf>

参考資料

- ・「子どもに対する体罰を終わらせるための手引き（日本語版）」（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 2014年9月）

http://www.savechildren.or.jp/work/protection/ECP_Manual.pdf

- ・「持続可能な開発目標（SDGs）指標（日本語仮訳）」（総務省・政策統括官/統計基準担当 2018年12月）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000562264.pdf

補足) 16.2.1の指標（仮訳）について

「過去1か月における保護者等からの身体的な暴力、及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合」となっているが、「過去1か月における保護者等からの身体的な罰、及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合」とするのがよりの確である。

- ・INSPIRE-Seven Strategies for Ending Violence Against Children（WHO 2016年）

<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/207717/9789241565356-eng.pdf;jsessionid=EE2CB3C767A872E74D3F944BDCA5BD88?sequence=1>

- ・『市町村が実施するペアレント・プログラム』に関する調査」（みずほ情報総研株式会社 平成28年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000130384.pdf>

- ・Non-violent Childhoods

<http://www.childrenatrisk.eu/nonviolence/>

※体罰等を法的にほぼ禁止したバルト海諸国がリードする「暴力のない子ども時代の実現」のための情報サイト